

## 石川県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金曜日)

号 外

(第 34 号)

## 目 次

訓 令		告 示	
石川県文書管理規程の一部改正 (総務課)	1	石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正 (総務課)	3
石川県職員被服貸与規程の一部改正 (人事課)	2	石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	3
グループ制に関する運営規程の一部改正 (行政経営課)	2		
石川県労働委員会事務局処務規程の一部改正 (労働委員会事務局)	2	労働委員会 石川県労働委員会公印規程の一部改正	4

## 訓 令

## 石川県訓令第7号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

石川県文書管理規程 (平成14年石川県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

第27条第1項ただし書中「その文案について、あらかじめ総務課長の審査を受け、公示文例に登録されているもの」を「総務課長が定型的又は軽易なものであると認めて別に指定するもの」に改める。

別表第1中

「 観光交流局 企画調整室 交流政策課 観光推進課 国際交流課 」	を	「 観光戦略推進部 企画調整室 観光振興課 首都圏戦略課 国際観光課 国際交流課 」	に、
「 知的障害者更生相談所 精育園 錦城学園 」	を	「 知的障害者更生相談所 」	に、
「 安原・高橋川工事事務所 辰巳ダム建設事務所 」	を	「 安原・高橋川工事事務所 」	に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第27条第1項ただし書の規定は、この訓令の施行の日以後に公布される告示及び公告 (以下「告示等」という。) について適用し、同日前に公布される告示等については、なお従前の例による。

(石川県公示文例登録規程の廃止)

- 3 石川県公示文例登録規程（昭和45年石川県訓令第12号）は、廃止する。  
（石川県公示文例登録規程の廃止に伴う経過措置）
- 4 この訓令の施行の際現に前項の規定による廃止前の石川県公示文例登録規程第4条の規定によりその文案が登録されている告示等は、改正後の石川県文書管理規程第27条第1項ただし書の規定により総務課長が指定した告示等とみなす。

**石川県訓令第8号**

庁 中 一 般  
出 先 機 関

石川県職員被服貸与規程（昭和37年石川県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1中12の項及び13の項を削り、14の項を12の項とし、15の項から34の項までを2項ずつ繰り上げ、同表の35の項中「安原・高橋川工事事務所」を「安原・高橋川工事事務所」に改め、同表中同項を33の項とし、36の項から38の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第2中10の項及び11の項を削り、12の項を10の項とし、13の項から30の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

**石川県訓令第9号**

庁 中 一 般  
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程（平成17年石川県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1企画振興部の部情報政策課の項中「、地域情報化推進グループ」を削り、同表県民文化局の部文化振興課の項中「企画管理グループ」の次に「、文化施設活性化グループ」を加え、同表健康福祉部の部地域医療推進室の項中「医療連携推進グループ、医師確保グループ」を「医療・介護連携推進グループ、地域医療・医師確保グループ」に改め、同表環境部の部自然環境課の項中「自然公園・鳥獣グループ」を「自然公園グループ、鳥獣グループ」に改め、同表観光交流局の部を次のように改める。

観光戦略	観光振興課	管理グループ、観光企画開発グループ、情報発信グループ、観光まちづくりグループ
推進部	国際交流課	企画推進グループ、交流協力グループ、旅券グループ

別表第1農林水産部の部農業政策課の項中「、地域振興グループ、交流促進グループ」を削る。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

**石川県訓令第10号**

石川県労働委員会事務局

石川県労働委員会事務局処務規程（昭和39年石川県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条を次のように改める。

（事務局の所掌事務）

第2条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 労働組合の資格審査に関すること。
- (2) 不当労働行為に関すること。

- (3) 労働協約の地域的の一般的拘束力の適否に関すること。  
(4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定による認定及び告示に関すること。  
(5) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。  
(6) 労働争議の実情調査に関すること。  
(7) 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第42条の規定による請求に関すること。  
(8) 個別労働関係紛争の調整に関すること。

第3条及び第4条を削る。

第5条第1項第3号から第5号までを削り、同条第2項中「課参事、主幹、審査専門員、課主査、主任及び主任主事」を「担当課長、課参事、課長補佐、主幹、専門員、主査、主任、主任主事及び主事」に改め、同条を第3条とする。

第6条第2項を次のように改める。

2 次長は、局長を補佐する。

第6条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「課参事、主幹、審査専門員及び課主査」を「担当課長、課参事、課長補佐、主幹、専門員及び主査」に改め、「課の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項中「課の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第7項中「課の」を削り、同項を同条第5項とし、同条を第4条とする。

第7条を第5条とする。

第8条第6号中「しゅう集」を「収集」に改め、同条中同号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の休暇の承認

第8条の前の見出しを削り、同条を第6条とし、同条の前に見出しとして「(専決事項)」を付する。

第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条の表の右欄中「総務調整課長」を「次長」に、「第8条及び第9条」を「第6条及び第7条」に、「局次長」を「次長」に、「総務調整課」を「事務局」に改め、同条を第10条とする。

第13条を第11条とする。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

## 告 示

### 石川県告示第154号

石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報(平成15年石川県告示第402号)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の石川県社会福祉審議会における公募委員選定の項中「石川県健康福祉部企画調整室」を「石川県健康福祉部厚生政策課」に改め、表の石川県国際化推進委員会における公募委員選定の項中「石川県観光交流局国際交流課」を「石川県観光戦略推進部国際交流課」に改める。

### 石川県告示第155号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行大桑橋支店の項中「辰巳ダム建設事務所」を削り、表の株式会社北国銀行県庁支店の項中「消費生活支援センター」を削り、表の株式会社北国銀行大聖寺支店の項中「錦城学園、大聖寺高等学校」を「大聖寺高等学校」に改め、表の株式会社北国銀行穴水支店の項中「精育園」を削る。

労 働 委 員 会

石川県労働委員会告示第 3 号

石川県労働委員会公印規程 (平成 3 年地方労働委員会告示第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

石 川 県 労 働 委 員 会

第 4 条及び第 5 条中「総務調整課長」を「次長」に改める。

附 則

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。